

## 酒々井町公式LINEの運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、行政情報、観光イベント情報及び自然災害等の緊急情報（以下「行政情報等」という。）を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、酒々井町公式LINEを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE LINE株式会社が開発した、スマートフォン、タブレット及びパソコンで利用できるコミュニケーションアプリをいう。
- (2) アカウント LINEを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

### (運用)

第3条 当アカウントの運用主体は、町とし、運用管理は、企画財政課が行うものとする。  
2 当アカウントのアカウント名は、「酒々井町」とし、アカウントIDは、「@shisu\_i\_\_town」とする。

### (運用管理者及び担当者)

第4条 当アカウントの適切な運用及び管理を行うため、運用管理者及び担当者を置く。  
2 運用管理者は、企画財政課長をもって充てる。  
3 担当者は、企画財政課広報広聴班の職員をもって充てる。

### (運用時間)

第5条 当アカウントの運用時間は、原則として平日8時30分から17時15分までの間とする。ただし、自然災害等の緊急を要する場合は、この限りではない。

### (設定)

第6条 運用管理者は、なりすましによる誤情報の流出を防ぐため、酒々井町公式LINE及び酒々井町公式ホームページにリンクを明示し、相互性を持たせるものとする。

### (行政情報等の配信承認依頼等)

第7条 行政情報等を配信したい課・局・館・所（以下「担当課等」という。）は、原稿を作成し、運用管理者に対し、酒々井町公式LINE行政情報等配信承認依頼書（別記第1号様式）を提出しなければならない。ただし、自然災害等の緊急を要する場合は、この限りではない。  
2 前項の規定による依頼があったときは、運用管理者は、これを審査し、適当と認めるときは、遅滞なく行政情報等を配信しなければならない。  
3 運用管理者は、配信内容に修正事項等があると認めたときは、担当課等に酒々井町公式LINE行政情報等配信修正指示書（別記第2号様式）により指示することができる。  
4 酒々井町公式ツイッターの運用に関する要綱（平成29年酒々井町告示第63号）第4条の規定に基づき承諾された担当課等ツイッターから配信する情報は、事前に運用管

理者と協議することで、必要に応じて当アカウントから配信することができる。ただし、当アカウント設定の変更及びパスワードを他に漏らしてはならない。

(メッセージへの対応)

第8条 当アカウントの利用者から投稿されたメッセージに対し、原則として個別の返信を行わない。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第9条 当アカウントを適正に運用するため、次に掲げる情報を配信してはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
  - (2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報
  - (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報（職務上配信することが必要な情報を除く。）
  - (4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報
  - (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
  - (6) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報
  - (7) 第1号、第2号、第4号及び前号の内容を含むホームページ等を紹介する情報
  - (8) 信頼性に乏しい情報
  - (9) 町の施策の意思形成過程に関する情報（意見募集が実施されている場合を除く。）
  - (10) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報
- (個人情報の取扱い)

第10条 運用管理者は、個人情報（酒々井町個人情報保護条例（平成16年酒々井町条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を遵守し、行政情報等の配信を行うものとする。

2 運用管理者は、条例の規定に基づき、個人情報を適切に収集、利用及び管理するものとする。

3 運用管理者は、当事者の意思による者を除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。

(不適切な行政情報等の削除)

第11条 運用管理者は、配信した行政情報等が第9条の禁止事項に該当すると認めるときは、事前に通知することなく当該行政情報等を削除することができる。

(運用方針)

第12条 当アカウントの運用に関する基準については、「酒々井町LINE公式アカウント運用方針」（以下「運用方針」という。）により定めるものとする。

(利用規約)

第13条 当アカウントの利用に関する基準については、「酒々井町LINE公式アカウント利用規約」（以下「利用規約」という。）により定めるものとする。

(免責事項)

第14条 町は、LINEを通じて利用者間又は利用者と第三者との間に生じた紛争により生じた損害について、その責任を一切負わない。

2 町は、事前に通知することなく運用方針を変更し、利用規約を見直し、又は運用等を中止することができる。

(廃止又は停止)

第15条 町は、当アカウントの運用を継続することが困難となった場合は、その理由を酒々井町公式ホームページに明記し、当アカウントの運用を速やかに停止し、又は当アカウントを廃止することができる。

2 町は、当アカウントの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに当アカウントの運用を停止することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条関係）

酒々井町公式LINE行政情報等配信承認依頼書

年 月 日

企画財政課長 様

（課・局・館・所）長

酒々井町公式LINEアカウントへの配信の承認について、次のとおり依頼します。

配信希望日： 年 月 日

配信文（原則140文字以内）

--

【注意事項】

- （1）酒々井町公式LINE行政情報等配信承認依頼書は、原則、配信希望日の前日までに提出してください。
- （2）本文は、原則140字以内。写真等を掲載する場合は、画像データも提出してください。
- （3）情報の配信開始日は、開庁日の業務時間内に限ります。

担当課等	
担当者	
内 線	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（課・局・館・所）長 様

企画財政課長

酒々井町公式LINE行政情報等配信修正指示書

年 月 日付で提出された（配信内容）  
の配信について、下記の理由により、配信の内容に修正事項等があると認めため、その旨を通知します。

記

（理由）